



東秩父村の水道料金と公共浄化槽（村設置浄化槽）使用料の改定について

○水道料金について

令和8年10月1日から料金を改定します。事業全体で20%の値上げを行いますが、口径と使用量によって値上げ率が変わってきます。例えば、1か月の水道使用量が少ない(5m³以内)ご家庭等であれば、下記表のようになります。それ以外については、下記の二次元コードから水津料金早見表をお確かめください。

口径	1か月 5m ³ 以内の水道料金			割合
	現行	改定後	差額	
13mm	1,480円	1,620円	140円	9.5%
20mm	1,540円	1,900円	360円	23.4%



○浄化槽使用料について

令和8年4月1日から使用料と清掃料を合算し、使用料として平準化した金額を毎月お支払いただきます。これまで、清掃作業をした実績で清掃料を納付していただきましたが、上記期日より、人槽ごとに清掃料を過去の実績から平準化し、その清掃料を1年間の12か月で分割払いに改正します。そのため、下記表の「平準化の改正後」の「月額使用料」を毎月納付していただくようになります。そのため、年に1回の清掃料の一括払いは原則不要になります。

期日	令和8年3月31日使用分まで			令和8年4月1日使用分から 令和9年3月31日使用分まで	
	現行			平準化の改正後	
人槽	年額使用料	平均清掃料	合計	月額使用料	年間使用料
	5人槽 28,364	19,718	48,082	4,000	48,000
7人槽	28,364	24,768	53,132	4,420	53,040
10人槽	28,364	38,151	66,515	5,540	66,480
25人槽	70,909	86,005	156,914	13,070	156,840
40人槽	113,455	105,453	218,908	18,240	218,880
50人槽	141,819	126,215	268,034	22,330	267,960

さらに、浄化槽使用料も令和9年4月1日使用分から値上げの料金改定を行います。「平準化の改正後」の月額使用料を下記表のとおり、「個人」、「村管理公共施設」、「その他」の用途別に分類し、改定します。

期日	令和9年4月1日使用分から値上げ改定					
	個人 (10%)		村管理公共施設 (30%)		その他【法人等】 (20%)	
	月額使用料	年額使用料	月額使用料	年額使用料	月額使用料	年間使用料
5人槽	4,400	52,800	5,200	62,400	4,800	57,600
7人槽	4,860	58,320	5,740	68,880	5,300	63,600
10人槽	6,090	73,080	7,200	86,400	6,640	79,680
25人槽	—	—	16,990	203,880	—	—
40人槽	—	—	—	—	21,880	262,560
50人槽	—	—	29,020	348,240	—	—

○料金改定のスケジュール

下記のスケジュールで水道料金と浄化槽使用料を改定していきます。

年度	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	時期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
水道料金	現行料金	→			料金改定	→
浄化槽使用料	現行料金	→	料金の平準化	→	料金改定	→

この記事に記載されている金額については、消費税は含まれておりません。また、村の公共浄化槽事業では、令和8年度から帰属制度（個人で整備した合併処理浄化槽を村が無償で引き取り、その後の維持管理を村が実施する制度のこと。）を導入いたしますので、希望される方は、法令に準じた保守点検や清掃、水質検査を行い、その記録された書面等を保管しておいてください。

●問合せ 建設課 ☎82-1222